

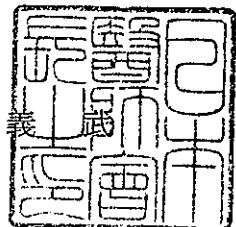


1162

日医発第339号(地I 81)

平成25年7月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（医師法等の意見聴取手続規則等）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事に対して通知「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について」が発出されるとともに、本会に対しても了知、周知方依頼がありました。

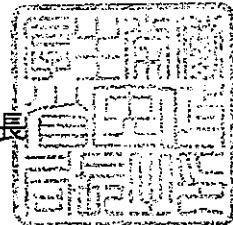
本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的として、医師法等及び「医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則」（厚生労働省令）の一部を改正するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

医政発0703第4号
平成25年7月3日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律等の施行について

別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知を発出いたしましたので、貴職におかれても御了
知いただくとともに、会員各位等への周知に御配慮いただきますようお願い申し上げます。



医政発0614第12号
平成25年6月14日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律等の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「整備法」という。）及び医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第81号）が本日公布、施行されたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。

記

第一 改正の趣旨

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的として、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）を改正し、それに伴い医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成7年厚生省令第60号）の一部を改正するものである。

第二 改正の内容

第1 整備法関係

1 医師法第7条の一部改正（整備法第23条関係）

都道府県知事が、医師免許の取消処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の提出を受けた場合には、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報

告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出することとされているが、当該処分の決定についての意見がないときは、意見を記載した意見書の厚生労働大臣への提出を不要としたこと（第7条第8項関係）。

また、都道府県知事等が、医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合及び都道府県知事が再教育研修の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合には、当該処分についての意見を記載した報告書を作成し、厚生労働大臣へ提出することとされているが、当該処分の決定についての意見がないときは、報告書に意見を記載することを不要としたこと（第7条第15項関係）。

2 歯科医師法第7条及び保健師助産師看護師法第15条の一部改正（整備法第24条及び第25条関係）

1 と同様の改正を行うこととしたこと。

3 施行期日

平成25年6月14日

第2 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令関係

1 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則第6条の一部改正

都道府県知事等が医師等の業務の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合及び都道府県知事が再教育研修の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を作成することとされているが、都道府県知事等が弁明の聴取の対象である処分の決定についての意見がないときは、報告書に次に掲げる事項を記載することを不要としたこと。

- ・意見
- ・当該処分の原因となる事実に対する弁明者又はその代理人の主張
- ・理由

2 施行期日

平成25年6月14日

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中目次の改正規定(「第三十七条」を「第二十七条の二」に改める部分に限る)、第四条百一十条第一項第八号の改正規定及び第五十三条第一項第五号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中第九十二条の二第一項の表の改正規定(同表の備考一の1中「第一百一条第五項」を「第一百一条第六項」に、「第一百一条の二第三項」を「第一百一条の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める部分及び同表の備考一の5に係る部分を除く)、第六十条の改正規定(「更新をし」の下に「第一百二条第六項の規定による通知を」を加える部分に限る)、第七十条の六の改正規定、第八十条の二第一項に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定、第八十条の三の次に二条を加える改正規定及び第八十一条第一項に一号を加える改正規定並びに次条並びに附則第四条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(免許等に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、第二条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という)第九十二条の二第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

第三条 新法第九十六条の三第二項の規定は、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の道路交通法第八十九条第一項の規定により免許の申請をしている者については、適用しない。

(国家公安委員会への報告に関する経過措置)
第四条 新法第一百六条及び第一百七条の六の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後にされた新法第一百六条及び第一百七条の四第一項後段の規定による通知について適用する。

(自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置)
第五条 新法第一百八条の三の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に自転車の運転に関し新法第一百八条の三の四に規定する危険行為を反復してした者について適用する。
(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)
第七条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第一百十七条の二の二第一号若しくは第五号」を「第一百十七条の二の二第一号」に改め、同項第三号中「第一百十七条の二の二第一号若しくは第五号」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第八条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第一百十七条の二の二第六号及び第七号、第一百十七条の四第三号」を「第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで」に改め、同項の表第一百十七条の二第五号の項の次に次のように加える。

第一百七十七条の二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなし適用される場合を含む。)の義務等)第一項第一号

第十九条第一項の表第一百十七条の二の二第六号の項中「第一百十七条の二の二第六号」を「第一百七十七条の二の二第九号」に改め、同表第一百十七条の二の二第七号の項中「第一百十七条の二の二第七号」を「第一百七十七条の二の二第十号」に改め、同表第一百十七条の四第三号の項を削り、同条第二項中「第一百七十七条の二の二第六号及び第七号、第一百十七条の四第三号」を「第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで」に改める。

第九条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
別表道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の項中「第一百一条第一項」の下に「第一百一条の二第一項」を加え、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に、「第五項、第一百一条の二第三項」を「第六項、第一百一条の二第四項」に改める。

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 新藤義孝
国土交通大臣 太田昭宏

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をこのに公布する。

御名 御璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第四十四号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣関係(第一条—第五条)
第二章 総務省関係(第六条—第十四条)

第三章 文部科学省関係(第十五条—第十八条)

第四章 厚生労働省関係(第十九条—第三十六条)

第五章 農林水産省関係(第三十七条—第四十五条)

第六章 経済産業省関係(第四十六条—第四十九条)

第七章 国土交通省関係(第五十条—第七十条)

第八章 環境省関係(第十一条—第七十四条)

(社会教育法の一部改正)

第十五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「構成」を「設置」に改め、同条第二項中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を削る。

第十八条の見出し中「定数等」を「委嘱の基準等」に改め、同条中「定数、任期その他」を「委嘱の基準、定数及び任期その他」として次のように加える。

この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参考するものとする。

(私立学校法の一部改正)

第十六条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「十人以上二十人以内において」を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第八項中「指定し、これを公表する」を「指定する」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第十八条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一項第三項中「二十人以内において」を削る。

(厚生労働省関係)

(労働関係調整法の一部改正)

第十九条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「仲裁委員三人から成る」を「二人以上の奇数の仲裁委員をもつて組織される」と、行ふ」を「行う」に改める。

第三十二条の四第二項中「二人以上」を「過半数」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二十条 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項を次のように改める。

児童福祉審議会の委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

第九条第三項中「委員及び」及び「それぞれこれを」を削る。

(食品衛生法の一部改正)

第二十一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「ものとする」を「とともに」、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という)に通知しなければならないに改める。

第二十四条第一項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という)」を「都道府県知事等」に改める。

(民生委員法の一部改正)

第二十一条 民生委員法(昭和二十三年法律第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「に従い、都道府県知事が」を「を参照して」に、「その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを」を「都道府県の条例で」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見を聴くものとする。

第五条第二項中「前項の都道府県知事の推薦」を「都道府県知事は、前項の推薦を行つて当たつて、に、につけ」を「について行ふものとする。この場合において」に、「聴いてこれを行ふ」を

第八条第二項中「であつて、次の各号に掲げるもの」及び「それぞれ一人以内」を削り、同項各号を削る。

(医師法の一部改正)

第二十三条 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七条第九項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十五項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(歯科医師法の一部改正)

第二十四条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第七条第七項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十三項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(保健師助産師看護師法の一部改正)

第二十五条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第六項中「当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し」及び「添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

第十五条第七項中「かんがみ」を「鑑み」に、「前項」を「前項前段」に、「意見書」を「調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書」に改め、同条第十三項中「当該処分の決定についての意見を記載した」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

(クリーニング業法の一部改正)

第二十六条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七条の五第一項中「その旨を厚生労働大臣に報告するとともに」を削る。

(社会福祉法の一部改正)

第二十七条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

参考2

	改 正 案	現 行
第七条 257 (略)	第七条 257 (略)	第七条 257 (略)
8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。	8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。	8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。
9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。	9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求める」とができる。行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。	9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求める」とができる。行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。
10 14 (略)	10 14 (略)	10 14 (略)
15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聽取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。	15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聽取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、	15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聽取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、

(傍線部分は改正部分)

。 二 あらわす。 一 おもてなしの意。 二 おもてなしの意。

改 正 案

現 行

第七条 (略)

257 (略)

8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二条第一項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

10 14 (略)

15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第七条 (略)

257 (略)

8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二条第一項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

10 14 (略)

15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該

厚生労働大臣に提出しなければならない。

意見を報告書に記載しなければならない。

改 正 案

現 行

第十五条（略）

255（略）

6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

8512（略）

13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。こ

第十五条（略）

255（略）

6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求める」とができる。行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、「この場合について準用する。

8512（略）

13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚

の場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

生労働大臣に提出しなければならない。

○医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成七年厚生省令第六十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（聴取書及び報告書の記載事項）

第六条 聽取書には、次に掲げる事項（医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合においては第三号に掲げる事項を、医師法第七条第十二項（同条第十三項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十二項（同条第十三項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第十項（同条第十一項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第十五条の二第七項で準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十三項（同条第十四項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の通知を受けた者（以下この条において「弁明者」といいう。）及びその代理人が弁明の聴取の日時に出頭しなかつた場合においては第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、都道府県知事等（医師法第七条の二第一項、歯科医師法第七条の二第一項、い保健師助産師看護師法第十五条の二第一項又は薬剤師法第八条の二第一項の規定による命令に係る弁明の聴取にあつては、都道府県知事）次項において同じ。がこれに記名押印しなければならない。

一五七 (略)

第六条 聽取書には、次に掲げる事項（医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合においては第三号に掲げる事項を、医師法第七条第十二項（同条第十三項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十二項（同条第十三項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第十項（同条第十一項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第十五条の二第七項で準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十三項（同条第十四項後段の規定により読み替えて適用する場合及び同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の通知を受けた者（以下この条において「弁明者」といいう。）及びその代理人が弁明の聴取の日時に出頭しなかつた場合においては第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、都道府県知事等（医師法第七条の二第一項、歯科医師法第七条の二第一項、い保健師助産師看護師法第十五条の二第一項又は薬剤師法第八条の二第一項の規定による命令に係る弁明の聴取にあつては、都道府県知事がこれに記名押印しなければならない。

一五七 (略)

医師法第七条第十五項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十五項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第三項（同法第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十六項（同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の報告書には、都道府県知事等が記名押印しなければならない。この場合において、都道府県知事等は、弁明の聴取の対象である处分の決定についての意見があるときは、当該報告書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三（略）

医師法第七条第十五項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十五項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、保健師助産師看護師法第十五条第三項（同法第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）又は薬剤師法第八条第十六項（同法第八条の二第五項において準用する場合を含む。）の報告書には、次に掲げる事項を記載し、都道府県知事等（医師法第七条の二第一項、歯科医師法第七条の二第一項、保健師助産師看護師法第十五条の二第一項又は薬剤師法第八条の二第一項の規定による命令に係る弁明の聴取にあつては、都道府県知事）がこれに記名押印しなければならない。

一～三（略）